

贈与税の申告内容の開示制度

Q : 相続時精算課税制度の導入に伴い、贈与税の申告内容の開示制度が導入されたと聞きました。詳細を教えてください。

A : 相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続税の申告書の作成等にあたり、他の共同相続人に係る贈与税の課税価格の合計額の開示が必要なときは、税務署長に対して開示の請求ができるようになりました。

【解説】

この制度が創設されたのは、相続時精算課税制度の導入に伴い、他の共同相続人の過去における贈与税の申告内容が相続税の申告にあたり必要不可欠になったからです。相続税の申告には従来からも、相続開始前3年以内の生前贈与財産の内容が必要でしたが、相続時精算課税制度の導入により、一層、過去の申告内容を入手する必要性が増したからです。

制度の具体的な内容は、相続又は遺贈により財産を取得した者は、他の共同相続人がある場合に相続税の申告書の作成等に必要などときに限り、他の共同相続人等が被相続人から取得した相続時精算課税制度の適用をうけた財産、又は、相続開始前3年以内に受けた贈与財産に係る贈与税の課税価格の合計額について開示の請求ができるというものです。開示請求は原則として、被相続人の死亡時における住所地の所轄税務署長に行い、開示請求があった場合には、所轄税務署長は請求後2ヶ月以内に開示することとされています。

なお、適用時期は、平成15年1月1日以後の贈与に係る申告分からとなっています。

